

DX推進会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市DXの推進に関する規程（令和5年達第15号。以下「規程」という。）第14条第1項に規定する局等において取り組むべきDXの推進に係る方策を検討することを目的として、DX推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(組織)

第2条 推進会議は、大阪州市長直轄組織事務分掌規則第2条別表第2に掲げるデジタル統括室の担当課長（以下「デジタル統括室担当課長」という。）並びに規程第12条に規定する局等のDX統括推進者で組織する。

2 デジタル統括室担当課長が必要と認めるときは、前項に規定する者以外の者に推進会議に出席を求めることができる。

(運営)

第3条 デジタル統括室戦略担当課長が随時、推進会議を招集する。

(庶務)

第4条 推進会議に係る庶務は、デジタル統括室戦略担当において処理する。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、デジタル統括室戦略担当課長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。